

社会福祉法人寛寿会

評議員及び役員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人寛寿会（以下「法人」という。）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とし、職員を兼務する者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第六条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第八条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の評議員及び役員の報酬は、別表1に定めるとおりとする。

- 2 理事長が、法人業務及び法人が実施する社会福祉事業及び公益事業（以下「事業」という。）の運営のために定期的に業務にあたった場合は、別表2により報酬及び通勤手当を支給することができる。ただし、この場合において、前項に定める報酬は、支払わないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 評議員及び役員に対する報酬は、評議員会又は理事会への出席など法人・施設運営のための業務に当たった都度、支給する。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 評議員及び役員が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 評議員及び役員が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(適用除外)

第7条 事業の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第五九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年 6月 1日より施行する。

別表1（第4条第1項関係）

| 名 称 | 報 酬 |
|--------------------|--------|
| 理事会出席報酬 | 5,000円 |
| 評議員会出席報酬 | 5,000円 |
| 監事監査出席報酬 | 5,000円 |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | 5,000円 |

別表2（第4条第2項関係）

| 名 称 | 報 酬 | 通勤手当 |
|----------|----------|----------|
| 理事長業務報酬等 | 200,000円 | 職員通勤手当相当 |